議員選出監査委員について

１　地方自治法の改正

平成 28 年３月に公表された第 31 次地方制度調査会答申では、議員選出監査委員（以下「議選監査委員」という。）のあり方として、「議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。」と答申された。

この答申を踏まえ、平成 29 年６月に地方自治法が改正（平成 29 年法律第 54 号。平成 30 年４月１日施行）され、各地方公共団体の判断で、条例の定めるところにより、議選監査委員を選任しないことができることとなった。

地方自治法（抜粋）

第 195 条第２項　監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第 196 条第１項　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

同条第６項　議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

※　第 196 条第１項ただし書は、平成 29 年の改正（平成 30 年４月１日施行）により追加されたもの。

※　前条第二項の政令で定める市：人口 25 万以上の市（地方自治法施行令第 140 条の２）

第 31 次地方制度調査会第 24 回専門小委員会（平成 27 年 10 月２日）における委員の主な発言

委員（職は当時）	発言（抜粋）
佐々木信夫委員 （中央大学教授）	「ただ、制度としてはやはり住民自治とか、住民監視という立場から言うと、お金の技術的な効率性、効果性あるいは合法性の議論だけではなくて、少し政策の妥当性みたいなお話も多分、選挙で選ばれてきている方々は意識として持っていますので、私は、議選監査委員は置いたほうがいいのではないか。」 「戦前の市会、町会、村会は監査が仕事でありますので、それの一つの名残を引きずっている部分が実はあるのではないかと思います。」
大山礼子委員 （駒澤大学教授）	「議会の経費も監査の対象ですので、住民から見ると、自分が使っているものを自分で監査するみたいに逆にとられるおそれもあるのではないかと思っております。」
伊藤正次委員 （首都大学東京教授）	「やはり本来、議会が監査に関してきちんとチェック機能を果たすというためには、監査の結果や首長の策定した決算について、議会がきちんとチェックをする、議会全体としてチェックをすることのほうが重要であって、その代表者の１人が誰かが出ていって、監査の業務を兼ねるということは、むしろ首長と議会の間の緊張関係という観点からも余り望ましくないのではないかと考えております。」

平成 29 年５月 30 日　参議院総務委員会における参考人の発言（抜粋）

（第 193 回国会参議院総務委員会会議録第 15 号。参考人：江藤俊昭 山梨学院大学法学部政治行政学科教授（当時））

「かなり多くの議論の中に、議選の監査委員は独立性、専門性から問題ではないか、なじむのか。それから、単にポストの一つとしてみなされて、任期が四年にもかかわらず短期で替わることにはいかがなものか。あるいは、今日、政務活動費問題も含めて、議会に関わる住民監査請求が多く上がっていて、これでは審査できないんじゃないだろうか。これは確かにそういうふうな議論があって、議選の監査委員制度自体の廃止というのも長年強調されていました。」

「私自身は、二十九次地制調の際にも少数説だというのを取っていたと思うんですね。言わば用心棒説というのがあるんですが、これは、監査委員制度が生まれたときに、政府の説明で、識見だけではなくて力を持った議選がいることによって充実した監査が可能なんじゃないだろうかという議論だったと思うんですけれども、政治的な感覚を持って監査に当たることも必要だ、実際にはこうした役割を実践している議会は少ないかもしれないので、その可能性というのはあるんじゃないかなというふうに思っています。だから、なくせばいいという議論ではないということです。」

２　中核市の議員選出監査委員の設置状況（令和８年１０月鹿児島市調査結果）

中核市 62 市のうち、議選監査委員を選任していないのは、大津市、佐世保市及び西宮市の３市である。

議選監査委員の数	市数	該当市
２人	47 市	奈良市ほか
１人	12 市	八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、甲府市、松本市、高槻市、寝屋川市、鳥取市、松江市、呉市、那覇市
０人	３市	大津市、佐世保市、西宮市

議選監査委員を選任していない３市の状況は、次のとおりである。

市名	監査委員の構成	廃止時期	理由
大津市	識見４人	平成３０年５月	独立性の向上 専門性の向上
佐世保市	識見３人 （定数３人）	令和５年４月	役割分担の明確化
西宮市	識見４人	令和５年５月	その他（当局における内部制度や監査体制の見直しの取り組みの検討を踏まえ、議会運営委員会においても議選監査委員の在り方を検討した結果、元々２名選任することとなっていた議選監査委員を段階的に廃止することとした。）